

2022年6月2日

株主の皆様へ

会社名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 平 喜 一
(コード番号 1898 東証プライム)
問合せ先 総務人事部長 江藤 研一
TEL 03-6672-9245

当社第73回定時株主総会 第6号議案および第7号議案に係る補足説明

本年6月23日に開催予定の当社第73回定時株主総会に上程いたします予定の第6号議案「相談役の廃止に係る定款変更の件」および第7号議案「相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件」(いずれも株主提案)につき、その内容は招集ご通知にてお知らせのとおりであります、株主の皆様へ、より深くご理解いただくため、下記のとおり補足説明申し上げます。

記

1. 対象議案

<株主提案>

第6号議案「相談役の廃止に係る定款変更の件」

第7号議案「相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件」

上記の各議案は一部の株主様からのご提案であり、当社取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

2. 補足説明(第6号議案および第7号議案に対する取締役会の意見について)

第6号議案「相談役の廃止に係る定款変更の件」および第7号議案「相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件」に関する当社取締役会の意見は、第73回定時株主総会招集ご通知21頁および23頁に記載のとおりでございますが、下記のとおり、補足説明および参考情報と合わせまして、重ねてご案内申し上げます。

※下線部は、「株主提案に関する書面の受領および当社取締役会意見に関するお知らせ」(2022年5月11日付)からの変更箇所を示します。

<「株主提案に関する書面の受領および当社取締役会意見に関するお知らせ」(2022年5月11日付)>

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03190/04fd6522/05f9/4f28/84fc/0a547fbf2691/140120220510538504.pdf>

第 6 号議案「相談役の廃止に係る定款変更の件」

当社では、役員経験者に対し、必要に応じて相談役を委嘱しております。その役割は、長年にわたり培われた豊富な経験、知見、ネットワーク等に基づいて、社長等の求めに応じて経営全般に対する助言を行うほか、当社事業の円滑な運営に資する社外活動に従事すること、また、そのネットワーク等を当社の経営資源として繋いでいただくことにあり、取締役会の求めに応じて相談役を置くことができる現在の仕組みについては、当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

また、経済産業省が策定した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、社長等経験者を相談役等として置く場合、その人数や役割等を公表することが期待されているところ、当社では、適時開示により相談役等への就任予定を公表するほか、該当がある場合は、東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンス報告書において、社長等経験者である相談役等の氏名、業務内容、報酬の有無および委嘱のプロセス等を公表する方針といたしており、透明性の確保に努めております。

なお、相談役は取締役会等に出席することはなく、当社の経営の意思決定に関与することは一切ありません。また、経営陣の事業運営を阻害するなどガバナンス上の懸念を抱える人材が相談役に就任するリスクを回避するため、相談役の委嘱については、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問を経ることにより客観性を確保しており、さらには、当社の取締役会は、独立社外取締役が3分の1以上を構成し、相談役が意思決定に不当な影響を与えるリスクを排除する環境が確保されていることもあわせて、相談役を置くことについて、ガバナンス上の懸念はないものと考えております。

したがいまして、本議案で提案された定款変更については不要であると判断いたします。

第 7 号議案「相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件」

当社では、必要に応じて相談役を置く場合、報酬については、独立社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会の諮問を経ることにより客観性を確保したうえで、その役割に応じた適切な報酬額を設定するものといたしており、ガバナンス上の懸念はないものと考えております。また、個人の報酬額に関してはプライバシー保護の観点からも、具体的な金額の開示は制限されるべきであると考えております。

したがいまして、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

[ご参考]【第 73 回定時株主総会終結後における相談役に関する事項の概要（予定）】

氏名	勤務形態	報酬の有無	任期	就任日
佐藤俊昭	非常勤	有	2年	2022年6月23日

以上